

葉山港

指定管理者 事業計画書

団体名	湘南サニーサイドマリーナ株式会社
-----	------------------

団 体 等 の 概 要

団 体 等 の 名 称	湘南サニーサイドマリナー株式会社	
代 表 者 の 氏 名	羽柴宏昭	
申 請 者 の 主 たる 事 務 所 の 所 在 地	〒240-0104 神奈川県横須賀市芦名1丁目17-8	
担 当 部 署	所 在 地	〒240-0104 神奈川県横須賀市芦名1丁目17-8
	担 当 部 署 名	社長室
	電 話 番 号	046-856-7810
	ファクシミリ番号	046-856-2760
	メールアドレス	
	担 当 者 名	

【記載要領】

原則、次のとおりとしてください。

- 1 必ず本様式を使用してください。
- 2 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長としてください。
- 3 両面印刷または両面コピーとしてください。
- 4 ページ数は、通し番号（表紙から1/〇とし、以降2/〇、3/〇とする通しページ、〇には総ページ数を記入）を中央下に表記してください。
- 5 欄が不足する場合は、ページを追加してください。
- 6 申請者としてのセールスポイントがわかるように記載してください。
- 7 本様式をカラーで作成していただいても、審査委員会へは白黒版で配布します。

I サービスの向上について

I 指定管理業務実施にあたっての考え方、運営方針等

(1) 管理運営方針 (全体評価)

① 指定管理業務全般を通じた団体等の総合的な運営方針、考え方

施設の設置目的や公の施設としての役割を踏まえ、施設の役割を活かしてどのような施設運営を目指すのか、総合的な運営方針、考え方を記載してください。

1 指定管理業務実施にあたっての考え方、運営方針等

(1) 管理運営方針 (全体評価)

① 指定管理業務全般を通じた団体等の総合的な運営方針、考え方

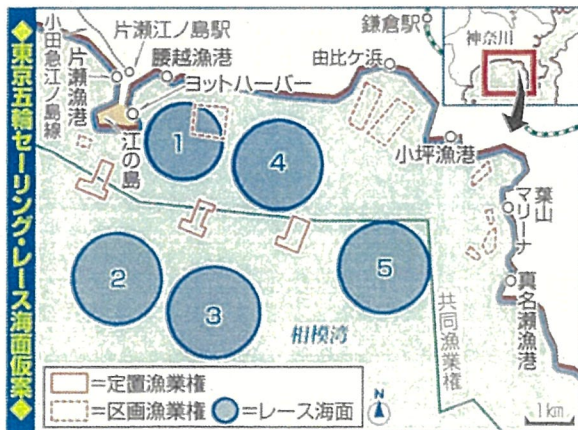
『葉山サニーサイドマリナー (仮称)』は、の正組合員であり漁業者からの
 の信頼も厚い湘南サニーサイドマリナー株式会社を母体として、周辺漁業協同組合の組合
 員 (漁師)、オリンピックの運営に携わった の主力メンバー等によ
 り構成されています。当初は との合同での申請を計画しておりました
 が、現在周辺漁協との合併協議を進めている最中であるため、湘南サニーサイドマリナー
 単独での申請とし、漁業者及びセーリングメンバーは個人資格で参加することとしまし
 た。

葉山サニーサイドマリナー

【コンセプト】

漁業者とセーラー、漁船とプレジャーボートが互いに認め合い発展していく安全安心なマリナー

東京五輪セーリング・レース海面は名産シラス好漁場



画像引用元：日刊スポーツ「東京五輪セーリング・レース海面は名産シラス好漁場 (2018年5月5日9時17分 配信)」

- ① セーラーの育成
- ② 釣り愛好家と漁業者 (遊漁船を含む) の共存による発展
- ③ 相模湾全体の漁業者が協力する安全管理
- ④ オーナー以外の利用促進による県民の利用機会増加

多くの漁業者にとってマリンレジャーは漁場を荒らす存在という認識でしかなく、漁業者がマリンレジャーに協力することはありえないことでした。

セーリング競技が実施されると、漁業者はその海面を迂回して移動することから漁業に支

障が発生し、漁場を荒らすスクーバダイビング愛好者も存在していました。現在ではセーリング競技に参加したレスキュー艇が会場のごみを回収したり、ボランティアダイバーがガンガゼや紫ウニの駆除を主体とする磯焼け対策に協力したりと、良好な関係が構築されつつあります。上の画像は、東京オリンピック 2020 大会でのセーリングレース海面と、定置漁業権・区画漁業権の位置関係を示したものですが、オリンピック葉山マリーナから湘南港（江の島ヨットハーバー）の利用者が共同漁業権内で活動しているのがわかります。

令和 3 年に東京オリンピックが江の島で開催された際には、

の働きかけに各漁業協同組合が応じ、操業時刻の変更や警戒船の派出などにより、セーラーと漁業者が協力する体制が「一時的に」構築されました。大会終了後まもなく一年が経過しますが、その良好な関係は次第に薄いものになっています。「葉山サニーサイドマリーナ（仮称）」が葉山新港を管理することにより、

と良好な関係を維持でき、漁業者とセーラーとの間の一時的に良好な関係を、恒常的に良好な関係にします。

平成 6 年から既存漁港施設において漁港管理者が漁船の漁港利用に支障がないと判断する場合には、海洋性レクリエーションの施策の拡大を求める国民の要望に対応し、プレジャーボート等漁船以外の船舶による漁港利用に対応することとされ、それまで漁業者とマリレジャーの関係が徐々に変化されました。

東京都では、これまで東京都漁業調整規則により禁止されていた遊漁者のひき縄釣り（トローリング）が、東京海区漁業調整委員会の承認を受けた釣り大会等のイベントに参加した場合に限り可能となっています。水産資源の保護培養及び漁業調整上支障がないこと、イベント等の実施及び開催期間について、開催根拠地となる地元漁業協同組合の同意を得ていることなど、制限はありますが、それまで全面禁止であったのが、大会等のイベントに限定して解禁されています。静岡県においても、地域振興に寄与する短期の大会等に限って、遊漁者の行うひき縄釣り（トローリング）に必要な承認制度が整備されています。しかし、神奈川県では、遊漁者のひき縄釣り（トローリング）は全面禁止のままです。

「葉山サニーサイドマリーナ（仮称）」が積極的に漁業者に働きかけることにより、漁業者とセーラーだけでなく、積極的にマリレジャーと漁業者の間の「共存関係」を構築していきます。この目的達成のため、次の 4 項目を総合的な運営方針とします。

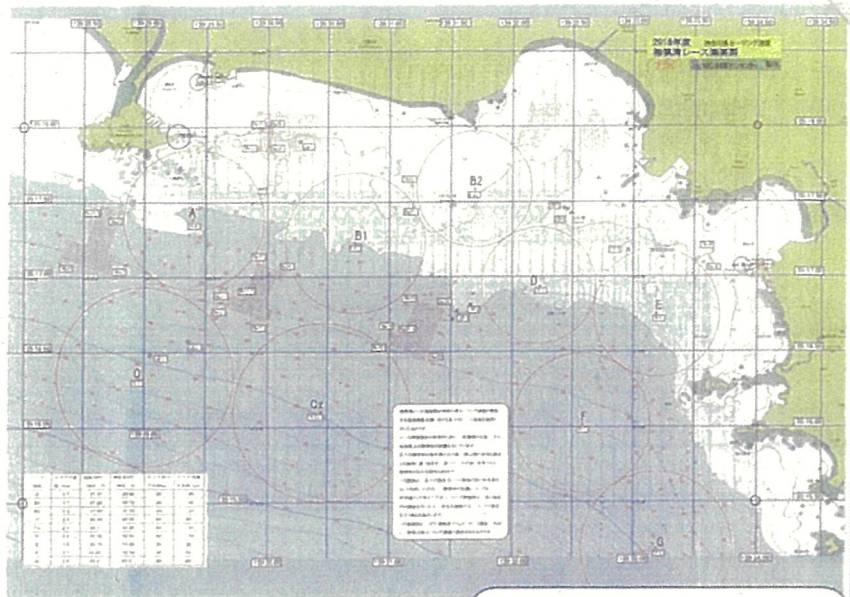
- ① セーラーの育成
- ② 釣り愛好家と漁業者（遊漁船を含む）の共存による発展
- ③ 相模湾全体の漁業者が協力する安全管理
- ④ オーナー以外の利用促進による県民の利用機会増加

① セーラーの育成

等ヨットレースを主催する団体と企画段階から「利用施設」だけでなく「使用海面」も含めた全体調整を支援



『ヨットレースを計画運営できる体制』を構築することで、葉山港でセーラーが育つ環境を構築



- ① セーラーの育成
- ② 釣り愛好家と漁業者（遊漁船を含む）の共存による発展
- ③ 相模湾全体の漁業者が協力する安全管理
- ④ オーナー以外の利用促進による県民の利用機会増加

① セーラーの育成

等ヨットレースを主催する団体と企画段階から調整を開始し、葉山港でセーラーが育つ環境を構築します。

単に大会期間中に大会関係者以外の臨時陸置（スロープ利用）・臨時係留を禁止するだけでなく、現在森戸海岸に設置している運営本部を葉山港内に設置することを認めるなどして、円滑な大会運営をサポートします。

② 釣り愛好家と漁業者(遊漁船を含む)の共存による発展

遊漁船は「神奈川県海面の遊漁に関する申し合わせ事項」を守るが、多くのプレジャーボートはルールを無視
指定管理者によるルール説明不十分



指定管理者からの積極的な働きかけで釣り愛好家と漁業者(遊漁船を含む)が共存発展

画像引用元：

- ① セーラーの育成
- ② 釣り愛好家と漁業者(遊漁船を含む)の共存による発展
- ③ 相模湾全体の漁業者が協力する安全管理
- ④ オーナー以外の利用促進による県民の利用機会増加

② 釣り愛好家と漁業者(遊漁船を含む)の共存による発展

現在、釣りを楽しむプレジャーボートオーナーと漁業者(遊漁船を含む)の間には一切の交流がありません。葉山町～二宮町の海面では、一本釣り操業付近での遊漁が禁止されています。竿上げも4時(夏季は5時)までと遊漁船が「神奈川県海面の遊漁に関する申し合わせ事項」を守って営業しているのに対し、一部のプレジャーボートオーナーは4時以降も釣りを楽しんでいます。また、プレジャーボートが定置網に接触する事故も毎年発生しています。

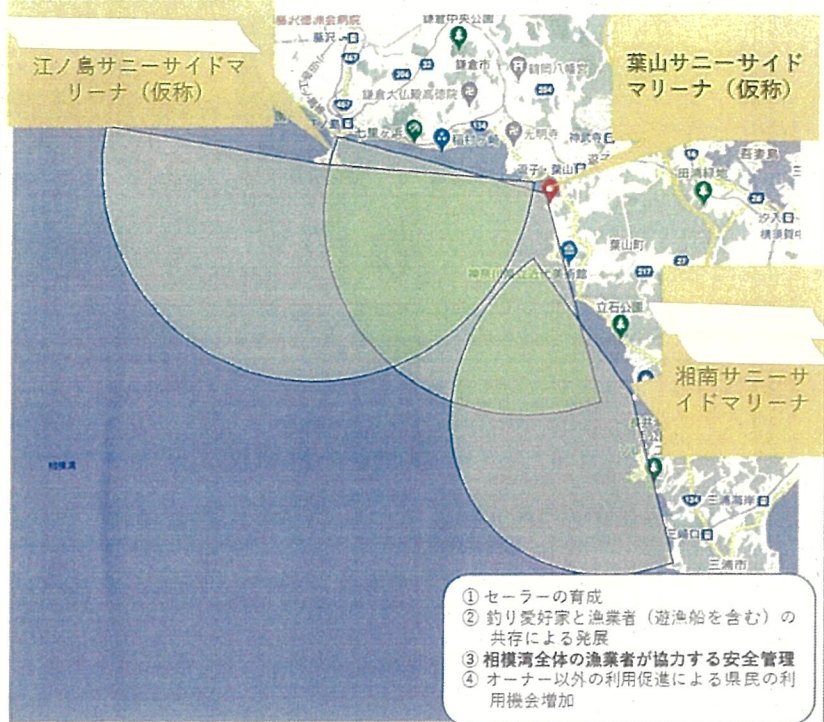
指定管理者が出港時にきちんと注意事項をオーナーに連絡していれば、ルールは守られると考えていますが、私たちが一部のオーナーにヒアリングした範囲では徹底されていませんでした。『葉山サニーサイドマリーナ』は自身が関係法令に基づく運営をするのももちろんのこと、オーナー・一時利用者に対してもルールをきちんと説明し、釣り愛好家と漁業者(遊漁船を含む)の共存による発展を目指します。

③ 相模湾全体の漁業者が協力する安全管理

- 無線免許講習会を定期的
に開催
- 国際VHFの設置を強く
推奨（レンタルも検討）
- 相模湾に在籍する漁協と
綿密な連携
- 周辺漁協の組合員（漁
船）が協力して救助
- 予察できなかった不測事
態には、沖合で操業する
漁船が積極的に情報提供



現在の指定管理者
が実施している安全
管理よりも高いレベ
ルで利用者の安全を
確保



③ 相模湾全体の漁業者が協力する安全管理

「葉山サニーサイドマリーナ（仮称）」は、南に位置する
南に位置する 葉山港から距離のある地点で海難事故が起きた場合は、「葉山サニーサイドマリーナ（仮称）」に所在するレスキュー艇だけでなく、周辺漁協の組合員（漁船）が協力して救助活動を行います。

そのためにも、オーナーには国際VHF無線機の設置を強く推奨し、携帯電話以外で連絡がつくようにします。特に海上特殊無線免許を保有していないオーナーに対して、日本無線協会と提携して講習会を定期的を実施します。講習会で免許を取得したオーナーに対しては、自主事業として国際VHFのレンタルも検討いたします。

これにより、天候の急変など予察できなかった不測事態においては、常に沖合で操業する漁船が積極的にプレジャーボートに情報提供するなど、現在の指定管理者が実施している安全管理よりも高いレベルで利用者の安全確保を行います。

④ オーナー以外の利用促進による県民の利用機会増加

- ・ 葉山港を利用者はプレジャーボートやヨットのオーナーに限定
- ・ 海に興味はあるけれど、ヨットやボートの購入に踏み切れない県民も存在



自主事業としてレンタルボートの運営を計画



ボートオーナー以外の県民も「神奈川県海」を利用できる施設

- ① セーラーの育成
- ② 釣り愛好家と漁業者（遊漁船をきむ）の共存による発展
- ③ 相模湾全体の漁業者が協力する安全管理
- ④ オーナー以外の利用促進による県民の利用機会増加

④ オーナー以外の利用促進による県民の利用機会増加

現在葉山港を利用するのはプレジャーボートやヨットのオーナーに限られます。海に興味はあるけれど、ヨットやボートの購入に踏み切れない県民のために、自主事業としてレンタルボートの運営を計画しています。初心者に対する指導スタッフの確保や採算性など、実現には解決しなければならない課題は多々ありますが、海洋レジャーを楽しむ神奈川県民が増えることが一番の海洋普及活動であるとの信念から、オーナー以外の利用を促進し、少しでも多くの県民が施設を利用できるようにします。

(2) 委託の考え方

① 業務の一部を委託する場合の業務内容等

業務の一部を委託する場合は、その考え方や業務内容、委託業者の選定方法、委託により見込める効果・効率性などについて記載してください。※ 業務内容等は、(様式3)「委託予定業務一覧表」にも併せて記載してください。

(2) 委託の考え方

① 夜間警備の委託

夜間警備は、常に危険が伴う専門性を求められる業務であり、現在葉山港の夜間警備を実施している会社は、警備業法に準じた公安委員会後任の会社です。業者の選定方法としては、現在の指定管理者が委託している業者を参考に、2社以上からの見積もりと技術面を総合比較して、公共施設に相応しい業者を選定します。

② 施設維持管理の一部委託

法定点検を要する施設の維持管理業務については業者委託とし、利用者が施設をより安全に利用していただく為、点検の際に発見された修理や交換が必要な項目については、指定管理業務の範囲内については自社で行うものとし、指定管理業務の範囲外について、神奈川県と協議をして修理や交換を依頼するものとします。

業者の選定方法としては、現在の指定管理者が委託している業者を参考に、2社以上からの見積もりと技術面を総合比較して、公共施設に相応しい業者を選定します。

(※) 欄が不足する場合は、ページを追加してください。

団体名

湘南サニーサイドマリナー株式会社

I サービスの向上について

2 施設の維持管理

(1) 利用承認業務

① 利用承認等の業務についての実施方針（業務実施に当たっての人員体制、事務の流れ、責任の所在等が明確になるように記載してください。）

ア ヨットハーバー施設、舟艇上下架装置の管理運営について、海洋性レクリエーション需要の多様化や施設の公共性、利用の公平中立性の観点を踏まえ、どのように利用承認等の業務を実施するか、記載してください。

2 施設の維持管理

(1) 利用承認業務

① 利用承認等の業務についての実施方針

ア ヨットハーバー施設、舟艇上下架装置の管理運営について

(ア) 利用承認業務

利用承認業務においては、事務処理要綱の期日、手順に従い業務を行い利用者の利便性向上を目的とした業務を行います。また、海洋性レクリエーションのイベントの申請があった場合、地域住民、葉山港利用者、安全等の条件を審査し神奈川県と協議の上実施の承認を行います。また、契約者（係留艇・陸置艇）の安全を維持できるよう日々の巡視作業を堅実にを行い、特に係留艇の固定方法については契約者に適宜助言し、台風、高潮の際には被害が及ばないように努めます。

(イ) 舟艇上下架作業

利用者から舟艇上下架の要請があった場合、スタッフが迅速に対応しスムーズな施設利用ができるよう努めます。

現在葉山新港は昼休み中にハーバー業務を中断しており、クレーンやフォークリフトのサービスを提供していません。弊社では昼休みのない5時間勤務の非常勤職員を複数雇用することにより、昼休みも継続してサービスを提供します。

臨時利用においては条例で定められた料金をもとに運用を行います。そして、緊急時は避難港として自社の船台等を利用し上架対策を行い、利用者や施設に被害が起きないように努めます。

(ウ) 耐震物場場の管理運営

緊急時及び避難時に物資物揚げ作業や緊急避難の役割をはたす為、常に維持管理に努めます。そして、緊急時の船舶の係留について補助を行い、迅速な対応を行います。また、緊急時の利用に備え、日頃の釣り人等の立ち入りや物品の不法投棄を堅く禁じるべく、監視にあたります。

(エ) ビジター利用について

年間約3,000件のビジターの利用者に対し、今後も使いやすい施設と開かれた港を心掛け、多くの県民が利用できる港として運営していきます。安全面ではルールを明確にし、必要に応じた安全講習会の開催や指導など、幅広い利用ニーズに対応できる体制を構築します。

特にレース開催に伴うビジター利用については、海洋性レクリエーション需要の観点から、主催者による事前予約（優先予約）を配慮しつつ、施設の公共性、利用の公平中立性の観点でビジターバースを割り振ります。具体的には、過去のレース参加艇数から運営に必要なバースの事前確保を認めることで、大会の円滑な運営を支援します。利用実績を超える事前予約に対しては、利用の公平中立性の観点からお断りし、大会運営者ではなくビジター艇オーナーによる予約をお願いします。

イ 臨港道路附属駐車場の料金徴収や故障時、混雑時等の対応について記載してください。

イ 臨港道路附属駐車場の料金徴収や故障時、混雑時等の対応

定期的に保守管理を行い、トラブル発生を未然に防ぐように努めます。清掃スタッフにより常に清潔に保ち、利用者が気持ちよく利用できるように努めます。

(7) 臨港道路附属駐車場の料金徴収

釣銭切れなどのニューマンエラーで県民にご迷惑をかけないように管理いたします。万一釣銭切れが発生した場合、従業員がつり銭を用意し立ち会いスムーズに利用できるよう努めます。緑化協力金（20円）の徴収率を100%にすべく、神奈川県緑化計画に対する啓蒙活動を強化します。

(4) 臨港道路附属駐車場の故障時の対応

葉山港スタッフが、駐車場精算機の構造やシステムを熟知し、トラブル原因を共有追究し、再発しないよう業者と適切な対応方法を相談し再発防止に努めます。

トラブル発生時は速やかに対応し、適切な初期対応で利用者がスムーズに入出庫できるように努めます。また、その場でトラブルが解消できない場合、業者到着までスタッフが立ち会い手で駐車場ゲートの開閉作業を行うことで、スムーズに利用できるように努めます。

機械の故障で領収書が発行されない場合、手書き領収書を発行して対応します。

(7) 臨港道路附属駐車場の混雑時等の対応



GWや夏季等利用客が集中する時期については、「満車」の表示を県道横に掲示し、待機車両が県道の通行の障害にならないように配慮します。

ウ 港湾管理事務所（会議室、更衣室、みんなのへや等）及び船具庫の受付方法や利用のルールなどについて、利用者の利便性・公平中立性の観点を踏まえて記載してください。

ウ 港湾管理事務所（会議室、更衣室、みんなのへや等）及び船具庫の受付方法や利用のルール

(7) 会議室の受け付け方法

幅広いターゲットを対象に地域コミュニティの場として多くの利用者に貸し出します。

あくまで公平を念頭に置き予約の受け付けを行います。公共的事業においては一般受付期間よりも一週間程度早く受け付けて、公共事業が健全に実施できるようにします。受付方法において、現在は予約台帳管理ですが、将来的にはネット予約ができる環境を整えたいと考えます。また会議室の存在を

等様々な団体に案内し、用途の幅を広げて、利用者数を増やしてまいります。

(4) 更衣室の利用方法

更衣室は常に清潔を保ち、例えばヨガ教室などのコミュニティ利用の方々にも積極的に利用していただける環境を整えていきます。イベントおよびヨットレース開催等で多数の利用者がある場合、一時的に施設が不足する場合があります。このような場合、臨機応変に対応し臨時に他のスペースを利用して荷物を預かるなどの対応をし、利用者の利便性を図ります。

(4) 『みんなのへや』の利用方法

事前予約が必要な会議室異なり利用記録がないことから、利用頻度は不明です。利用者の意見では一団体4名の制限があるため、少数グループの休憩場としてとても有意義というのがあります。ビジター利用者に対して、1階ロビーだけでなく事前予約なしで『みんなのへや』も利用できることをアピールすることで利用頻度を上げます。

(エ) 船具ロッカーの受け付けに関して

契約されていないスペースを利用して、短期契約を設定し現状の契約利用者以外の対象者が利用できるよう利便性を図ります。

(※) 欄が不足する場合は、ページを追加してください。

I サービスの向上について

エ その他の利用承認等の業務実施に当たって留意する事項等（利用秩序の維持のための関係団体等との調整、防波堤等の利用指導等）について記載してください。

エ その他の利用承認等の業務実施に当たって留意する事項等

(7) 利用秩序の維持のための関係団体等との調整

a ロッカー貸出

随時年間受付を行い、利用者の利便性を図ります。

特に日曜祭日の利用が多く、大会やイベントも同時に集中することがあります。

大会主催者に対しては、一週間前からの事前予約を受け付けることで関係者を一定区画に集中させ、混雑時における一般利用者の苦情軽減を図ります。

b 大会関係者の会議室利用

葉山港に所属するヨットクラブ団体や学生団体に対し、レスキュー体制の指導や安全に対する講習会を実施します。また、施設の利用方法について、大会開催等で必要に応じ利用時間の変更等に対応します。

(4) 防波堤等の利用指導等

防波堤利用については、立ち入り禁止区域内への監視を重視し、禁止区域内に立ち入る利用者があった場合には、秩序ある施設利用をしてもらえよう丁寧に説明し協力をしていただきます。また、悪質な立入者（常習者）については、葉山警察署との強い協力体制により万一の事故を未然に防ぐべく対応します。

(5) 安全指導

a 国際VHFのモニターと搭載普及活動

弊社社員には海上（陸上）特殊無線技士の免許取得を推奨しており、多くの社員が第2種海上特殊無線技士免許を保有しており、無線局の開設が可能です。オーナー艇に国際VHFの設置を推奨し、救助要請を迅速に受け入れる体制を構築します。海上気象の急変・故障トラブルが発生した場合には、配備してあるレスキュー艇で救助活動を行うことで事故を未然に防止します。また、国際VHFで連絡を取ることにより、緊急時には周辺海面で活動する漁業者・遊漁船業者に協力を得ます。

b 出港判断

利用者が海上に出る場合に平静な状況であっても、今後急変が考えられる場合状況を利用者に伝え認識を持って海上に出てください、常に連絡が取れるよう意識してもらいます。

大会運営においては、大会運営者と参加者の協議により、大会期間中であっても、技量の低い選手が多い大会においては、競技の中止または開始時刻の延期をハーバースターが指示します。

(※) 欄が不足する場合は、ページを追加してください。

I サービスの向上について

(2) 維持管理業務

① 清掃、巡視、保守点検、修繕等の維持管理業務についての実施方針

県が示した維持管理の水準を確保し、利用者が快適に利用できる施設環境を維持するため、維持管理業務を確実に実施するための実施方針、実施内容について、業務ごと（清掃、巡視、保守点検、修繕、その他）に、経費削減、委託する業務の考え方を踏まえたうえで、記載してください。

(2) 維持管理業務

自社で配備している施設管理部のスタッフが施設の環境維持に努め、常に利用者がよりよい環境で利用できるように努めます。必要に応じて湘南サニーサイドマリナー及びサニーサイドマリナー浦賀から施設管理担当のスタッフが作業に当たり、迅速で万全の態勢で臨む事を実施方針とします。

① 清掃等

清掃業務においては毎朝、業務開始前に当日勤務の従業員全員で清掃業務を行い、その後2名態勢で施設全体の清掃を行います。緑地部分と駐車場周りのヤシの木剪定作業を葉山港のスタッフと本社スタッフが協力して維持管理に努めます。

② 巡視

巡視業務においては、施設内、ヤード内、防波堤の巡視を毎日定期的に行います。特に荒天や台風の接近が予想される前には巡視を念入りに行い、事故を未然に防ぐように努めます。また、荒天及び台風当日は2名で巡視を行い従業員の安全確保も考え、お客様及びお預りしている艇や施設の安全確保に努めます。

③ 保守点検

経費削減の観点から、エレベーター、駐車場、フォークリフト、電気設備、消防施設、防火対象物、自動ドア、受水槽、ボートキャリアの点検を第三者に委託します。委託業者の定期的な点検を監督することで、事故防止に努めます。

④ 修繕等

修繕においては、葉山港スタッフと自社の施設管理部スタッフが協力して対応し、軽微な補修に関しては、自社スタッフで対応することで経費削減に努めます。ながら、利用者が常に安全に気持ち良く利用できるように努めます。

(※) 欄が不足する場合は、ページを追加してください。

団体名	湘南サニーサイドマリーナ株式会社
-----	------------------

I サービスの向上について	
<p>3 利用促進のための取組、利用者への対応、利用料金</p> <p>(1) オリンピック開催県としてふさわしい、開かれた港湾を目指した利用促進の取組</p> <p>① セーリングの国際大会等が行われる際の実施方針、広報・PR活動の内容等</p> <p>ア セーリングの国際大会等が行われる際の実施方針や、海外選手の受け入れ、多言語への対応、レース海面の調整、会場レイアウトの考え方などの実施内容等を記載してください。</p> <p>イ セーリングの国際大会等が行われる際の広報・PR活動の内容等を記載してください。</p>	
<p>3 利用促進のための取組、利用者への対応、利用料金</p> <p>(1) オリンピック開催県としてふさわしい、開かれた港湾を目指した利用促進の取組</p> <p>① セーリングの国際大会等が行われる際の実施方針、広報・PR活動の内容等</p> <p>ア セーリングの国際大会等が行われる際の実施方針</p> <p>(ア) 海外選手の受け入れ</p> <p>「葉山サニーサイドマリーナ（仮称）」の、 また 地元小中学校やセーリングチームとの交流など、海外選手が日本に来てよかったと感じる「おもてなし」を実施します。</p> <p>(イ) 多言語への対応</p> <p>「葉山サニーサイドマリーナ（仮称）」の のネットワークを生かし、多言語のサポートをいたします。</p> <p>(ウ) レース海面の調整</p> <p>「葉山サニーサイドマリーナ（仮称）」の企画担当は、 を兼ねているほか、</p>	
<p>とも良好な関係にあり、指定管理者としてレース主催者との橋渡しを実施可能です。</p> <p>(エ) 会場レイアウトの考え方</p> <p>管理事務所の会議室をレース運営室とし、ゲストバースの一部に出艇申告用のテントを設置して運営します。</p> <p>イ セーリングの国際大会等が行われる際の広報・PR活動の内容等</p> <p>弊社ホームページに大会主催者への相互リンクを張ります。</p> <p>(ア) 県民へのPR</p> <p>地元住民はセーリングの国際大会と学生ヨットの大会の区別がつかません。セーラーにとっては海外の有名選手ですが、興味がない人にとってはただの外人です。その中、オリ</p>	<p>(別紙1-1)</p> <p>葉山港施設平面図</p>

オリンピックメダリストは価値観評価が一致するものです。『東京2020大会に出場した〇〇選手が再び来日』という形で、県民に分かりやすいPRを実施します。

(イ) 神奈川県の魅力発信（海外チームが必要な現地サポートの紹介）

セーリング国際大会に参加するのは選手だけではありません。大会関係者やマスコミ、選手のサポート企業やクラブチームのオーナーも来日します。それら関係者全員に神奈川県を楽しんでもらうため、ホテルや民泊などの宿泊先の紹介、練習パートナーの紹介、現地サポートスタッフの紹介など、セーラーだけでなくその運営チームが求める情報を提供します。

弊社クラブチームは、毎年海外の国際大会に参加しており、海外チームスタッフが求める情報に精通しています。弊社クラブチームが海外で受ける「おもてなし」を神奈川県で実施するべく、神奈川県の魅力を発信します。

(※) 欄が不足する場合は、ページを追加してください。

団体名

湘南サニーサイドマリーナ株式会社

I. サービスの向上について

- ② より多くの利用を図るために実施する事業の実施方針、広報・PR活動やマーケティング活動の内容等
ア より多くの利用を図るために実施する事業の実施方針、実施内容等について、公の施設としての公共性、公平性、提案内容の具体性及び実現可能性を踏まえ、記載してください。

② より多くの利用を図るために実施する事業の実施方針、広報・PR活動やマーケティング活動の内容等

現在の葉山港のホームページをさらに整備し、「開かれた公共マリーナである事」「誰にでも利用できるマリーナである事」を広く告知するだけでなく、オーナー以外の県民がマリーナに来ると何が出来るかを具体的にアピールします。

ア レンタルボート自主事業による利用者増

湘南サニーサイドマリーナは

レンタルボート6年連続「利用実績全国1位2位」を獲得しました!



弊社は浦賀と芦名でレンタルボート事業を運営しており、6年連続「利用実績全国1位2位」を獲得しております。一般論としてマリーナの利用はオーナーとビジターに限られ、葉山港においてもヨットやボートを保有していない県民の利用機会はほぼないと推測いたします。

レンタルボートの運用には、レンタルボートの購入、メンテナンススタッフの常駐に加えて、メンテナンス施設の整備等初期投資もかかりますが、自主事業として県民の利用促進を図ります。

(※) 欄が不足する場合は、ページを追加してください。

団体名	湘南サニーサイドマリーナ株式会社
-----	------------------

I サービスの向上について

イ 利用促進状況を把握するため、各年度、各年度上半期・下半期ごとの数値目標を設定し、設定の考え方も併せて記載してください。

ウ より多くの利用を図るための広報・PR活動の取組みについて記載してください。

イ 各年度、各年度上半期・下半期ごとの数値目標

ヨットの出艇数（出艇届受付件数）

項目	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
年度目標	艇	艇	艇	艇	艇
上半期目標	艇	艇	艇	艇	艇
下半期目標	艇	艇	艇	艇	艇

<設定の考え方>

「令和3年度実績、上半期 7,998 艇、下半期 7,783 艇」をベースに作成。...
 する計算としました。 するとした試算は、

である。葉山港の出艇数は年間を通じて安定していないが、これは
 によるところが大きいと予測します。年間 60 日程度

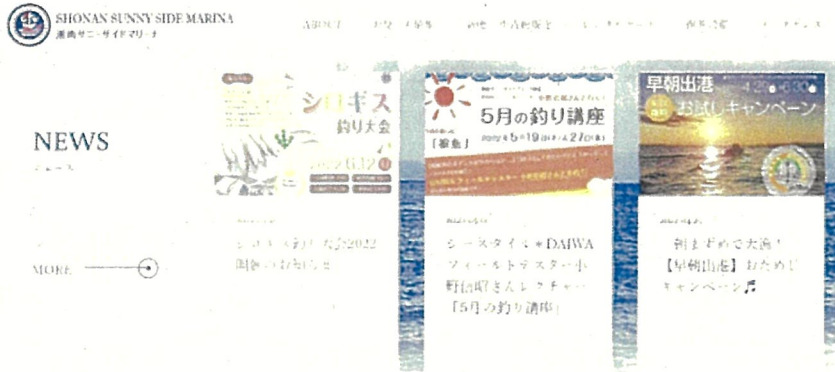
が活動場所を葉山新港に変更した場合、...が見込めることか
 ら、 は実現可能な数字です。

湘南港・葉山港 出艇数 (2017年度～2021年度)

	2017		2018		2019		2020		2021	
	上半期	下半期	上半期	下半期	上半期	下半期	上半期	下半期	上半期	下半期
湘南港	16,512	8,382	13,604	7,981	12,953	5,494	2,495	3,773	0	6,004
葉山港	10,734	5,843	8,300	6,536	10,004	5,846	5,599	5,412	7,998	7,783

※湘南港については、オリンピックの影響により、2019～2021年度の出艇数が少なくなっております。

ウ より多くの利用を図るための広報・PR活動の取組み・ホームページを活用したイベント告知、情報発信



弊社は、浦賀と芦名の両マリーナをベースに、毎月様々なイベントを開催しています。オーナー艇への定期的な案内のほか、自社サイトを通じて広くPRすることで、マリンレジャーの普及を推進しています。オーナー艇以外にも、ビジター艇での参加、レンタルボートでの参加など、県民の利用が促進するノウハウを多く保有しています。

葉山港とも共同イベントを開催することにより、葉山港を利用して相模湾に船出する県民の数を増やします。

特に釣りに関しては、釣れるポイントを提供するだけでなく、漁業者と良好な関係を維持するために守るべきルールを葉山港利用者に提供します。保管艇のオーナーはもち

ろんのことビジターに関しても、漁業者、遊漁船業者と良好な関係の維持に協力していただくことにより、『葉山の海は漁師が優しい』という印象を大事にマーケティングを行います。

(※) 欄が不足する場合は、ページを追加してください。